

災害情報の発信に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）とファーストメディア株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、富士山噴火をはじめ、県内で発生する災害に備え、甲が山梨県民や観光客、富士山登山者等（以下「県民等」という。）に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は以下のとおりとする。

- 1 甲が県民等に対して避難情報等を発する必要がある場合、乙は自社サービスの一部機能を甲に利用させるとともに、甲の要請に応じて、乙が知りうる県民等の位置情報等を甲に提供する。
- 2 甲は、県内の土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の危険区域、富士山の既存路、避難対象エリア等の富士山噴火に関する情報を乙に提供し、乙は提供された情報を平時から自社サービス上に掲載するなどして、県民等に対し周知を図る。
- 3 甲は、山梨県内の避難所、避難場所等の情報を乙に提供し、乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、県民等に対し周知する。
- 4 乙は、県内を観光する外国人等に対しても災害情報を提供できるよう、提供する情報の多言語化に努める。
- 5 より多くの県民等に災害情報等を提供できるよう、甲と乙は協力して、乙が提供するサービスの周知に務める。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（二次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は協定締結日から平成29年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に甲又は乙から何らの意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）

第6条 本協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年6月30日

甲 山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県
山梨県知事 後藤 斎

乙 東京都千代田区神田神保町1丁目4番4号
ファーストメディア株式会社
代表取締役社長 山崎 佳一